

四監査第 35 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 8 日

四国中央市監査委員 宝 利 良 樹

四国中央市監査委員 谷 内 開

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

公の施設	指定管理者	所管部局	実施日
四国中央市図書館 四国中央市郷土資料館	NPO法人 紙のまち図書館	教育委員会教育管理部 文化・スポーツ振興課	令和3年3月23日

4 監査の範囲

令和元年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

5 監査の期間

令和3年2月26日から令和3年3月23日まで

6 監査の着眼点

監査の対象となった公の施設の指定管理に係る事務執行等が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 定期報告や事業報告による管理状況等の検証は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

- ウ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

7 監査の実施内容

事務局職員は、指定管理者及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、公の施設の指定管理に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、NPO 法人紙のまち図書館が指定管理を受託している各施設の管理運営については、指定管理者制度の目的及び施設の設置目的に沿って事務事業を行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第 16 条第 4 項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で行ったので、記述を省略する。

【意見】

郷土資料館施設への集客に関しては、積極的な情報発信により順調な推移がうかがえる一方、図書館施設への来館者数は減少傾向となっている。また、新規登録者数についても、児童数減少の影響もあり、伸び悩んでいる状況である。今後は、利用者のライフスタイルや価値観の多様化など、近年の急激な社会情勢の変化に対する新たな視点での役割やサービスも求められることとなるため、地域の情報拠点としての機能向上を図るうえで、電子媒体の活用等についても検討していただきたい。

また、公の施設のサービス向上のためには、管理運営に携わる職員のスキル向上も必要であることから、長期的な視野に立った人材育成や雇用の安定に努めていただきたい。

なお、基本協定書及び指定管理業務の仕様書において改善や検討を要する事項が見受けられた。次期の基本協定書締結時には、その内容について十分精査していただきたい。

紙のまち図書館

1 四国中央市指定管理者制度について

指定管理者制度は、公の施設の管理に、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくとともに、経費の縮減等を図っていく目的で創設されている。

2 指定管理者の概要

公募、非公募の別	非公募
指定管理者	四国中央市中曾根町 1313 番地 NPO 法人 紙のまち図書館 理事長 森川 啓子
指定管理期間	(第 1 期) 平成 22 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 (第 2 期) 平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日
指定管理料 (税込)	第 2 期 (5 か年) 分 906,402,218 円 監査対象年度 (令和元年度) 分 182,620,778 円

3 公の施設の概要

(1) 四国中央市図書館

設置目的：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること
(図書館法第 2 条第 1 項)

施設名	建築年月	構造	蔵書数	延床面積
川の江図書館	平成 15 年 7 月	鉄骨造 2 階建	165,099 冊 (視聴覚資料含)	2,032.68 m ²
三島図書館	昭和 58 年 6 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	101,904 冊 (視聴覚資料含)	1,550.00 m ²
土居図書館	平成 8 年 2 月	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 1 階建 ※土居文化会館と併設	119,326 冊 (視聴覚資料含)	678.64 m ² ※図書館部分
おやこ図書館	昭和 54 年 4 月	鉄筋コンクリート造 2 階建	21,995 冊	298.92 m ²

(2) 四国中央市郷土資料館

設置目的：市の歴史、民俗、自然等に関する市民の知識及び教養の向上、学芸及び
地方文化の発展並びに生涯学習の振興に寄与するため

(四国中央市郷土資料館条例第1条)

施設名	建築年月	構造	延床面積
かわのえ高原ふるさと館	平成10年12月	鉄筋コンクリート造 2階建	1,408.11 m ²
暁雨館	平成16年1月	木造瓦葺平屋建	777.67 m ²

4 業務の範囲

(1) 施設等の管理に関する業務 (図書館・郷土資料館共通)

- ①施設保守管理業務
- ②設備等保守点検業務
- ③備品等管理業務
- ④樹木等維持管理業務 (暁雨館における庭園管理業務を含む。)
- ⑤清掃業務
- ⑥保安警備業務
- ⑦その他の業務

(2) 施設の使用に関する業務 (郷土資料館のみ)

- ①会議室等施設使用に係る受付案内業務、及び利用状況の記録保存業務
- ②施設使用の許可、又は取消しに関する業務
- ③利用料金の設定に関する業務
- ④利用料金の収受に関する業務
- ⑤施設利用促進に関する業務

(3) 事業運営に関する業務

- ①図書館については、図書館法第3条に掲げる図書館奉仕の各事業
- ②郷土資料館については、四国中央市郷土資料館条例第3条に掲げる各事業

(4) その他、管理運営業務履行のため必要な業務

5 施設の利用状況（令和元年度）

(1) 四国中央市図書館

項目		川之江	三島	土居	おやこ	計
開館日数（日）		288	287	275	262	
延べ来館者数（人）		135,390	101,983	45,241	6,392	289,006
新規登録者数（人）		557	418	240	75	1,290
貸出利用者数（人）		57,246	48,772	28,729	2,847	137,594
貸出冊数（冊）		330,049	260,892	164,830	9,403	765,174
予約・リクエスト状況（件）		18,250	16,111	11,154	721	46,236
図書受入 冊数	購入	6,845	7,400	5,256	868	20,369
	寄贈	396	212	312	379	1,299
	合計	7,241	7,612	5,568	1,247	21,668
除籍冊数		15,000	7,980	5,047	493	28,520
蔵書冊数		178,107	108,117	89,516	21,700	397,440

(2) 四国中央市郷土資料館

項目	かわのえ高原ふるさと館	暁雨館	計
利用者数（人）		7,006	7,006
貸館件数（件）		50	50

※かわのえ高原ふるさと館は、令和元年度休館

6 収支決算の状況（令和元年度）

（税抜／単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
(1)正会員受取会費	83,316		
(2)受取入会金	918		
受取会費 計		84,234	
2. 事業収益			
(1)指定管理業務委託料	167,556,276		
(2)使用料及び手数料	305,366		
事業収益 計		167,861,642	
3. その他収益			
(1)受取利息	447		
(2)雑収益	140,699		
その他収益 計		141,146	
経常収益 計			168,087,022
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	88,484,144		
(2)その他経費	69,112,620		
事業費 計		157,596,764	
2. 管理費			
(1)人件費	8,822,480		
(2)その他経費	1,622,359		
管理費 計		10,444,839	
経常費用 計			168,041,603
III 経常外収益			0
IV 経常外費用			0
税引前当期正味財産増減額			45,419
法人税、住民税及び事業税			68
当期正味財産増減額			45,351
前期繰越正味財産額			23,011,248
次期繰越正味財産額			23,056,599